

信州農業生産力強化対策事業実施基準

信州農業生産力強化対策事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第8に基づき、この事業の実施に関して必要な事項を次のとおり定める。

1 優先的に採択する事業

別表1に定めるとおりとする。

2 一般的基準

(1) 国の助成対象となるものについては、原則として補助対象としない。

ただし、国事業で不採択となった事業等、助成対象ではあっても、国事業の活用ができない理由が明確な事業については、補助対象とする。

(2) 事業実施地区で、人・農地プランが実質化されている若しくは地域計画を策定している区域（集落・地域）であること、又は地域計画の策定に向けた取組を進めていること。

(3) 事業実施主体が農業者の組織する団体・法人の場合、その構成員（法人にあっては、事務所）は、原則県内に住所を有し、かつ、法人及び集落営農等組織経営体、若しくは構成する受益者の過半が、事業実施地区（集落・地域）の人・農地プランの中心経営体若しくは地域計画の目標地区に位置付けられている経営体であること、又は位置づけられることが確実に見込まれること。

ただし、養殖業者及び実施要領第4の1の(8)に該当する団体・法人は除くものとする。

(4) 補助対象とする共同施設・機械は、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

(5) 機械・施設の更新は、補助対象としない。

(6) 生産資材等消耗的物品は、原則として補助対象としない。

(7) 用地の買収又は補償費は、補助対象としない。

(8) 受益農家は3戸以上であること。

ただし、実施要領第4の1の(7)及び(8)に該当する事業実施主体が取り組む場合は、この限りでない。

(9) 機械の導入は、過剰投資とならないよう計画的な導入に努めること。

(10) トラクター、スピードスプレーヤ、ブームスプレーヤ（自走式は除く）、乗用草刈機及び高所作業車など、汎用性の高い機械は、補助対象としない。

(11) 事業種目別の実施基準等は、別表2に掲げるとおりとする。

3 面積基準

事業実施主体の対象作物の作付面積が、おおむね次に掲げる規模以上か、または事業完了後3年間（果樹においては5年間）に、当該規模以上になることが確実に見込まれること。

(1) 水稲	5ヘクタール
(2) (1)以外の普通作物	3ヘクタール
(3) りんご	3ヘクタール
(4) りんご（高密度植・新しい化栽培）	1ヘクタール
(5) りんご（フェザー苗木生産）	0.3ヘクタール
(6) (3)以外の果樹	1ヘクタール
(7) 施設栽培（果樹・花き・野菜）	0.5ヘクタール
(8) 露地葉野菜（レタス、ハクサイ、キャベツ）	3ヘクタール
(9) (7)以外の露地野菜	1ヘクタール
(10) 水田から野菜への品目転換をする取組で、かつ復田しない場合（露地栽培）	0.3ヘクタール
(11) (10)の取組（施設栽培）	0.1ヘクタール
(11) 露地花き	1ヘクタール
(12) 特用作物等	0.3ヘクタール

4 事業等の特認

(1) 事業等の特認は、農畜水産業振興上、緊急に対応する必要性が認められる場合に限る。

(2) 特認事業の実施基準は、当該別表の事業種目の基準に準ずる。

- (3) 対象品目の特認は、気候条件・土壌条件等栽培適性を有し、かつ、地域活性化に資する品目等であること。

5 事業種目別事項

(1) 新規就農者向け共同利用作業場整備事業

当該事業を実施する場合は、就農相談において産地提案書を活用し計画的な新規就農者の確保に取り組む、もしくは、すでに取り組んだ実績があること。

(2) くだもの王国づくり推進事業

ア 園芸産地継承支援事業

(ア) 樹園地整備に要する経費

- (a) 樹園地を借り受け改植し、リース事業等により、担い手への集積が確実であること。
(b) 実施場所は、果樹経営支援対策事業又は産地生産基盤パワーアップ事業で改植する園地であること。
- (イ) 一時的な樹園地の維持管理に要する経費
- (a) 樹園地を借り受け又は経営受託をし、一時的に維持管理し、その後、担い手に集積する仕組みが確立されていること。
(b) 対象とする経費は、地域栽培基準に基づいた必要最小限の経費とし、当該年度又は前年度に、借り受け又は経営受託した園地に係るものとする。
(c) 労務費及び委託料の事業実施主体と直接利害関係者への支払いは、補助対象としない。

イ 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業

長野県果樹種苗協会会員の種苗業者が、フェザー苗の増産に取り組む場合は、実施要領第4の1の(8)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

ウ 戦略的導入品目安定生産支援事業

補助対象園地は、長野県果樹振興方針の重点品目・品種を栽培する園地に限るものとする。

(3) マーケットニーズ対応産地支援事業

ア マーケットニーズ対応条件整備事業

(ア) 新品目、新品種及び多収品種の導入

実需者からの要望に対応するため、産地が導入を進めたい品目・品種の導入支援

- (a) 導入品目(品種)の栽培適地であること。
(b) 実施地区の選定は、産地内の波及効果を十分考慮するものとする。
(c) 事業実施に当たっては、栽培指導・販売推進体制を整備し、新品目等の普及に努めることを条件とする。

(イ) 新作型の導入

実需者のニーズに対応し、作期の延長など新たな作型の導入支援

農業協同組合等が農業者による園芸作物生産用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

(ウ) 雨よけ施設の導入

品質の向上及び安定生産のため、雨よけ施設の導入支援

雨よけ施設(側面被覆含む)の導入は、品質の著しい向上が見込まれ、かつ、集団的に生産する場合に限り補助対象とする。また、農業協同組合等が農業者による園芸作物生産の用に貸し付けるために整備する場合についても補助対象とする。

(エ) 養液(土耕)栽培設備の整備

単収向上や品質の安定化を図るための養液(土耕)栽培システムの導入支援

農業協同組合等が、農業者による園芸作物生産用に貸し付けるために整備する場合につい

ても補助対象とする。

(オ) 省力管理設備の導入

産地における生産力強化のために必要な省力管理施設、機械等の導入支援

- (a) 当該産地における省力・防除効果が高く、生産性の大幅な向上など産地化を推進するためのモデル的な機械・設備であり、集团的に利用可能な場合に限り補助対象とする。
- (b) すでに当該地域に普及している場合は、補助対象としない。
- (c) 対象品目が特用作物の場合は、実需者との契約取引が見込まれる場合に限る。

(カ) 産地流通体制の整備

実需者との契約取引の拡大、省力化・効率化を支援

- (a) 実需者との新たな取り組みが見込まれる場合に限る。
- (b) 冷蔵・保冷設備の導入にあたっては、対象品目の出荷等調整機能や日持ちの大幅な延長が見込まれる場合に限る。
- (c) 花きについては、鮮度を保持するための鮮度保持剤の使用、湿式流通等の取り組みを組合わせて実施すること。

イ 水田転換促進支援事業

事業実施年度において、当該品目を3に定められた面積基準以上作付ける、若しくは、目標年度までに作付けることが確実と見込まれことを条件とする。

なお、重点支援対象経営体に位置付けられている経営体が事業に取り組む場合は、実施要領第4の1の(8)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

ウ 信州ブランド魚生産支援事業

事業実施主体の構成員は、信州サーモン振興協議会及び信州大王イワナ振興協議会に所属している養殖業者に限るものとする。

(4) スマート農業推進事業

ア スマート農業導入実施支援事業

事業実施にあたっては、導入技術の地域への普及に努めることを条件とする。

スマート農業技術については、原則として、作業受託のための導入、共同利用、データの共有等集团的に利用することが認められる場合に限り補助対象とする。なお、自動運転草刈り機については、この規程によらず事業実施を可能とする。また、実施要領第4の1の(4)に該当する事業実施主体で、受益農家(受託先含む)が3者以上かつ受託面積が15ha以上である場合には、実施要領第4の2の(1)の規定によらず事業実施を可能とする。

イ 経営管理システム導入支援事業

(ア) 当該年度に、新たに経営管理システムを導入する者を補助の対象とする。その場合、事業実施主体はシステム導入にあたり、農業農村支援センター技術経営普及課やシステム提供業者等の指導を受けるとともに、経営の改善・高度化に積極的に取り組むものとする。

なお、畜産経営体が事業に取り組む場合は、実施要領第4の1の(8)に該当する事業実施主体として、事業実施を可能とする。

(イ) 補助対象経費

- (a) 経営管理システムの導入費用は、ソフトウェア等の導入に係る初期経費を対象とし、パソコン・タブレット端末等の機器導入費用は除く。
- (b) 畜産繁殖管理システムについては、サブスクリプションプラン等のリース契約を条件とし、上記(ア)に加え、センサー・中継器の使用料も補助対象とする。
- (c) システム使用料及び導入・運用サポート経費として、導入から1年の間にかかるものであって、事業実施年度の末日までに支払が完了するものに限る。

(5) 持続可能な農業推進支援事業

ア 革新的技術の導入実践支援事業

事業実施に当たっては、導入技術の地域への普及に努めることを条件とする。

イ 自然循環型農業定着促進事業

事業実施に当たっては、別添確認書の提出を条件とする。また、申請台数の上限は受益者 3 名に対して 1 台までとする。

(6) 輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業

海外需要の高い果樹の生産を拡大するため、海外において需要が見込まれる品種の導入を条件とする。

また、事業実施にあたっては以下の条件のいずれかを満たすものとする。

- ・国の輸出産地リストに記載されている。
- ・GFP（国農産物等の輸出プロジェクト）に登録している。
- ・長野県農産物等輸出事業者協議会の会員である。

なお、果樹経営支援対策事業の対象となるものは補助対象としない。

(7) 災害に強い園芸施設補強支援事業

ア りんごトレリスの補強に要する経費

亜鉛溶融メッキ処理（通称：どぶ漬け）されたパイプを使用する等、自然災害の影響を受けにくい事業内容とすること。

イ 高温対策に要する経費

夏秋期の花きの品質向上または生産力向上を図るために必要な省エネ型冷房設備の導入支援。

冷房設備の導入にあたっては、環境への負荷が小さい省エネ型の設備に限る。

別表 1

項目	取組内容	想定事業
信州農業を担う人材と育成の確保	・新規就農者の共同利用作業場整備	新規就農者向け共同利用作業場整備事業
日本一をめざす果樹（りんご、ぶどう、なし、もも）の産地力向上	○りんご高密度植栽培の推進 ・トレリスの補強に係る部材費 ・フェザー苗の早期増産及び安定供給体制の支援（掘取機等） ○高品質果実生産の推進 ・新技術、新品種等を核とした果樹経営体が行き組む多目的防災ネットの設置、雨よけ施設の導入	戦略的導入品目安定生産事業 災害に強い園芸施設補強支援事業 戦略的導入品目安定生産支援事業
持続可能な農業の推進	・温室効果ガス排出抑制効果がある技術等の導入（蓄熱装置、もみがら簡易暗渠、せん定枝炭化器等）	革新的技術の導入支援事業 水田転換促進支援事業 自然循環型農業定着事業
信州農畜産物の輸出拡大	・海外において需要が見込まれている品種を生産する取組（輸出検疫対応機器等）	輸出用果樹の戦略的輸出導入対策支援事業
デジタル技術等の活用による農業の生産性の向上	・施設内環境モニタリングシステム、環境制御機器、養液栽培システム（ハンモックベンチ吸い戻し式等）、畜産繁殖システムの導入 ・スマート農業加速化実証事業により、技術検証を行ったラジコン畦畔草刈機の導入	スマート農業導入実施支援事業 経営管理システム導入支援事業
普及活動計画重点課題への取組推進	・普及活動計画の重点課題に位置付けられている事業を推進	全種目

2 その他の採択基準

- ・革新的技術の導入実践支援事業については、県が開発し、普及に移した農業技術の積極的な導入を図る事業
- ・新規性、出荷力、生産力・需要対応力・収益力及び戦略性等に係る評価が高いと認められる事業
- ・実質化された人・農地プラン又は地域計画が策定されている地域で実施される事業
- ・受益者の収入保険等農業保険加入率が高い事業
- ・「第4期長野県食と農業農村振興計画」地域別実行計画又は普及活動計画に位置づけられている事業
- ・経営管理システム導入支援事業については、事業実施主体の常時農業従事者数（年間150日以上）が多い又は飼育頭数が多い事業

別表 2

	事業種目／細目	補助対象	実施基準	補助率
1	新規就農者向け共同利用作業場整備事業	農業経営の確立を目指す認定新規就農者が共同で利用する作業場の整備に要する経費 ●作業台、照明等の共同利用施設 ●高圧洗浄機等の共同利用施設	○対象品目 全ての品目	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 250 千円以内)
2	(1) 園芸産地継承支援事業	樹園地の整備に要する経費 [果樹] ●雨よけ施設 ●果樹棚、かん水施設	○事業実施面積 おおむね 50 a 以上 (かん水施設は一筆当たりの面積が 10a 未満に限る)	1/2 以内
		一時的な樹園地の維持管理に要する経費 [果樹] ●労務費、委託料 ●農薬、肥料等資材費 ●修繕費 ●賃借料 (土地借地料を含む)	○事業実施面積 おおむね 10 a 以上	
	(2) 戦略的導入品目種苗生産体制構築支援事業	フェザー苗の台木母株養成や早期増産及び安定供給体制の構築に要する経費 [果樹] ●賃借料 (土地借地料を含む) ●フェザー苗生産に必要な資材(支柱に限る)及び機械 ●台木母株養成ほ場の整備及び管理に要する経費	○対象品種 長野県果樹振興品種とする。 ○台木母株養成については、フェザー苗木専用台木(M9、ナガノ)に限る	
	(3) 戦略的導入品目安定生産支援事業	生産安定のための施設等の導入に要する経費 [果樹] ●多目的ネット ●ネットの設置に必要なパイプ等の資材	○対象品種 長野県果樹振興方針の重点推進品目・品種 ※ただし、りんごについては高密植栽培、なしについてはジョイント仕立てまたはV字ジョイント仕立て栽培に限る。 ○事業実施面積 おおむね 50a 以上	

3 マ ー ケ ッ ト ニ ー ズ 対 応 産 地 支 援 事 業	(1) マーケットニーズ対応条件整備事業		1/2 以 内	
	①新品種、新品目 及び多収品種の 導入	<p>新品目、新品種及び多収品種の導入に要する経費 [野菜、花き]</p> <p>○モデル園設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●種苗 ●土壌改良資材 ●整地、深耕 ●資材費（支柱・ネット・電照等） <p>※ダリアからの品目転換の場合に限る。</p>		<p>○対象品目（品種）</p> <p>トマト・ミニトマト 強勢台木（TTM079、スパイク 23）への接木苗</p> <p>アスパラガス ゼンユウガリバー、ウエルカム AT、PA050</p> <p>イチゴ サマーリリカル ただし、新規に栽培する場合に限る</p> <p>キク 量販店向け小ギクに限る。</p> <p>リンドウ 「長野県花き基本計画」で定める振興品種に限る アルストロメリア、シャクヤク、花木類新植に限る</p> <p>その他 産地において実需者ニーズが創出されている品目、品種に限る。 ただし、原則 1、2 年生の品目は除く。</p> <p>○事業実施面積</p> <p>トマト・ミニトマト おおむね 10a 以上</p> <p>アスパラガス おおむね 30a 以上、かつ、1 戸当たり 5a 以上</p> <p>キク おおむね 50a 以上</p> <p>リンドウ 露地栽培：おおむね 15a 以上 施設栽培：おおむね 10a 以上</p> <p>アルストロメリア おおむね 10a 以上</p> <p>シャクヤク おおむね 10a 以上</p> <p>花木 露地栽培 導入品目数が 1 品目の場合は、おおむね 10a 以上、 2 品目以上の場合は、おおむね 15a 以上</p> <p>施設栽培 おおむね 10a 以上</p> <p>その他 おおむね 10a 以上</p>
	②新作型の導入	<p>新作型の導入に要する経費 [花き]</p> <p>○モデル園設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●開花調整設備 電照設備、暖房機、冷蔵施設、 地中冷却装置、循環扇、 遮光設備 		<p>○対象品目及び作型</p> <p>アルストロメリア：地中冷却 ダリア：無加温、加温 ラナンキュラス：加温 トルコギキョウ：秋出荷</p> <p>○事業実施面積 おおむね 10 a 以上</p>

③雨よけ施設の導入	雨よけ施設の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き] ○雨よけ施設 ●パイプハウス（簡易的なものも含む）	○事業実施面積 果樹、野菜（葉茎菜類）： おおむね 20 a 以上 野菜（果菜類）、花き： おおむね 10a 以上 ○果樹の対象品目（品種） ぶどう（カガハール、シャインマスカット、クインスージュ®） すもも（ブルン含む） おうとう	
④養液（土耕）等栽培設備の導入	養液（土耕）栽培設備等の導入に要する経費 [野菜、花き] ○養液（土耕）栽培設備 ●養液（土耕）システム、鉢栽培システム	○事業実施面積 おおむね 10 a 以上 ○鉢栽培システムの対象品目 トマト（ミニトマト等を含む）に限る。	
⑤省力管理施設・機械の導入	省力管理施設・機械の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き、特用作物、畜産] ○省力管理施設・機械 ●は種・定植機、収穫機、出荷調整機 （出荷ラインを体系的に整備する場合は、コンベアー等付帯設備も対象とする。ただし、汎用性がなく、耐用年数が5年以上のものに限る） ●かん水施設 りんご高密度植・新しい化栽培用、ぶどう無核栽培用、アスパラガス栽培用、ピーマン栽培用、トルコギキョウ栽培用 ●国の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入）の対象とならないが、省力化が認められる機械 ●乾燥調製施設・機械（特用作物に限る） ○病虫害防除機械 ●土壌消毒機 ●火炎滅菌バーナー（アスパラガスに限る） ○その他省力化や防除効果が高いと認められる施設・機械	○事業実施面積 [露地果樹、野菜] おおむね 1 ha 以上 ただし、白ねぎの省力機械、及びアスパラガスのかん水施設はおおむね 50a 以上、ピーマンのかん水施設はおおむね 10a 以上 [施設果樹、露地花き] おおむね 30a 以上 [施設花き・野菜、特用作物等] おおむね 10a 以上 ただし、ぶどう「カガハール」のかん水施設はおおむね 10a 以上 [畜産] 飼料生産組織（コントラクター）の作業面積おおむね 10ha 以上 ※野菜の品目については、「長野県野菜基本計画」に定める品目とする	
⑥産地流通体制の整備	実需者への供給に際し、必要な機械・設備等の導入に要する経費 [果樹、野菜、花き、特用作物、水産、畜産] ●冷凍、冷蔵（保冷）設備 ●台貫等省力軽量設備 ●乾燥機械・設備 ●真空包装機 ●製氷機	○国庫補助事業で対応可能な規模の機械、設備は対象外とする。	
(2)水田転換促進支援事業	産地ごとに推進する品目の導入に必要な機械の導入 [普通作物（種子栽培を含む）、果樹、野菜、花き、特用作物] ●推進品目の導入・栽培管理等に必要な機械 ●ほ場の排水対策に必要な機械（受託用を含む）	○対象品目 産地において設定された推進品目 ○事業実施面積 おおむね実施基準3に定める面積以上（種子栽培の場合は 1ha）	

	(3) 信州ブランド魚生産支援事業	信州ブランド魚生産支援事業 導入稚魚を確実に出荷するため、歩留まりの向上や生育促進に必要な機械・設備等 〔水産〕 ●防鳥ネット等施設 ●箱罟、カゴ罟等捕獲器 ●水槽設備一式 ●殺菌灯設備一式 ●給餌機 ●曝気設備一式（水車、ブロー等）	○対象魚種 信州サーモン、信州大王イワナ	
4 スマート農業推進事業	(1) スマート農業導入実施支援事業	スマート農業技術導入に要する経費 ●施設内環境モニタリングシステム、環境制御機器、ラジコン畦畔草刈り機、自動運転草刈り機、防除・散布用等ドローン等、トラクター等自動操舵装置 ※事業完了までに導入する機種のリценスを取得する場合に限る	対象品目及び事業実施面積は別表3のとおりとする。	1/2 以内
	(2) 経営管理システム導入支援事業	経営管理システムの新規導入に要する経費 ○システム導入経費 ●システムの導入費用 ●システム使用料 ○導入・運用サポート経費 ●旅費、謝金、委託料 畜産繁殖管理システムの新規導入に要する経費 ○システム導入経費 ●システムの導入費用 ●システム・センサー等使用料 ○導入・運用サポート経費 ●旅費、謝金、委託料	○対象品目 全ての品目 ○対象 繁殖雌牛(繁殖供与予定の牛を含む)おおむね 20 頭以上または搾乳対象牛おおむね 50 頭以上の畜産農家	1/2 以内 (1 事業実施主体につき 300 千円 以内)
5 持続可能な農業推進支援事業	(1) 革新的技術の導入実践支援事業	●別表 4 に定める県が開発し普及に移した農業技術 ●今後、普及に移す農業技術等になることが確実な革新的技術		1/2 以内
	(2) 自然循環型農業定着促進事業	●果樹せん定枝炭化器、粉碎機等	○事業費 1 事業実施主体につき 100 千円以上とする。 ○申請台数の上限は受益者 3 名に対して 1 台までとする。	
業 6 輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業	輸出用果樹の戦略的導入支援対策事業	海外需要の高い果樹の生産拡大に要する経費 ●輸出用検疫対応用機器 (エアブラシ、防虫・防鳥ネット、鮮度保持処理施設)	○事業実施主体あたり 導入面積 おおむね 30a 以上 ○対象 共同利用に限る	1/2 以内

7 災害に強い園芸施設補強支援事業	災害に強い園芸施設補強支援事業	りんごトレリスの補強に要する経費 ●補強に必要なパイプ等の資材 ●賃借料（施行に要する機械） ●委託料	○対象品種 全ての品種	1/2 以内
		高温対策に要する経費 ●高温対策技術導入に要する経費 省エネ型冷房設備、地中冷却装置	○対象品目 施設花き品目	1/2 以内

別表3 スマート農業導入実施支援事業の対象機器等

対象機器	対象機器の基準	対象品目	面積基準
環境モニタリングシステム	施設内の温度・湿度等を測定し、遠隔地からモニタリングできるもの	施設園芸 (野菜、果樹、花き)	おおむね 10a
環境制御機器	環境モニタリングシステムに加え、窓の開閉、かん水等の制御をできるもの	施設園芸 (野菜、果樹、花き)	おおむね 10a
ラジコン畦畔草刈機 (※)	おおむね斜度 30 度の畦畔に対応したもの	普通作物	受託含む作業面積のべ おおむね 30ha
防除・散布用ドローン	搭載容量 10kg 以上のもの	普通作物	受託含む作業面積のべ おおむね 30ha
自動運転草刈機	草刈り能力が 30a/台のもの	果樹	30a 以上
トラクター等自動操舵装置 (後付け)	既存のトラクターに設置し、直進アシスト等の機能を付加するもの	普通作物、 露地野菜	普通作物 ：作業面積のべ おおむね 30ha 露地野菜 ：作業面積のべ おおむね 3ha

別表4 令和4年度革新的技術の導入実践支援事業の補助対象となる技術一覧

品目	革新的導入技術	備考
野菜	●ハンモックベンチ吸い戻し式養液栽培技術 ●CO ₂ 局所施用技術 ●細霧冷房システム ●UV-B 利用の病害虫防除技術 ●蓄熱材 (エネバンク) 設置による灯油消費量削減技術 ●全層心土破碎機 (カットブレーカー) による排水性向上技術 ●アスパラガス枠板式高畝栽培	平成 29 年普及技術 平成 29 年試行技術 令和 2 年試行技術 令和 2 年普及技術 令和 2 年技術情報 令和 3 年技術情報 令和 3 年技術情報
花き	●LED 利用等日長制御による開花調節技術 ●光利用の病害虫防除技術	平成 30 年試行技術ほか 平成 22 年試行技術ほか
その他	●特に、迅速に普及拡大が必要と認められる技術	